



一復業第二五號

国立病院及療養所と医療特約締結について

昭和三年二月二十日

厚生省復業局業務部長

資料 課 長

今般別添契約書字の通り昭和三年三月十五日財團法人政府職員共済組合連合會と厚生大臣との間に国立病院、療養所に於ける政府職員組合員が締結せられたので常復員局関係官署職員共済組合員も組合員証提示の取計を願う。

通牒先

各復員連絡局長

同支部

室長

各上海支局長

船外管理部長



0731

財団法人政府職員共済組合連合會

理事長 今井 一男

国立病院及療養所との医療特約締結について

豫て厚生省当局と折衝してゐた首題の件に旧輝十五日付を以て別紙写の通り厚生大臣との間に調印を完了しました。去迄もなぐ国立病院は国營に相應しい充合なる施設と陣容を擁し医療費も健康保険医療料金の二割乃至一割引といふ低廉であるので今後貴組合員及その扶養者の医療に當つては大にこれを利用せられるやう周知を依頼します。

0732

## 契約書

政府職員共済組合に基いて設立した別表共済組合の組合員及其の被扶養者の診療(歯科設備を有する場合は歯科診療を含む)に關して財団法人政府職員共済組合連合會理事長(以下甲と稱する)と國立病院等の管理者である厚生大臣(以下乙と稱する)との間に左の各條によつて契約を締結する

第一條 乙はこの契約の定むるところによつて組合員及其の被扶養者の疾病又は負傷の診療を引請ける

第二條 乙は左の所屬機關である病院及び療養所(療養所を  
除く以下も同じ)に於て診療に従事する医師及歯科医師  
に組合員又は其の被扶養者の診療に當らせる

第三條 乙の引請ける診療の範囲は左の通りとする

一 診療

0733

二 藥劑又は治療材料の支給

三 瘻管手術其の他の治療（補綴を含む）

四 入院（所）（寝具其の他の設備及購を含む）

第四條 この契約によつて甲が乙の管理に属する国立病院及

び療養所に対し支拂うべき報酬の額は昭和七年三月厚生省

告示第六十六號の算定方法に基いて各都道府県が決定した一

點の單價を準用し次の區分によつて算定した額とする

一 組合員

一 入院料は結核及び精神病にあつては十六點（賄付）其の

他の傷病にあつては十七點（賄付）とする

二 外来診療費（結核及精神病を含む）は第一項によつて算

定した額の百分の九十に相当する額

三 入院中の診療費（入院料中に含まれないもの）は結核及

0734

が精神病にあつては第一項によつて算定した額の百分の八十を他の疾病にあつては百分の九十に相当する額  
ニ被扶養者

一入院料は第一項の一ノ名によつて算定した額の十分の五に相当する額

二外来診療費(結核及び精神病を含む)は第一項一ノ名によつて算定した額の十分の五に相当する額百分の九十に相当する額

三入院中の診療費(入院料中に含まれないもの)は第一項一ノ名によつて算定した額の十分の五に相当する額

第五條 乙は前條によつて算定した毎月令の報酬額を豫金第一群によつて翌月十日迄に當該病院院長又は診療所長

0735

から診察をうけた組合員の所属する機関の長に請求  
させる

前項の請求があつたときは、甲は常設機関の長に調査  
の上遅滞なく支拂いさせる

第六條 乙は診察に従事する医師又は歯科医師に昭和十八  
年三月學生省告示第百八條を準用せると共に左の事  
項を遵守させる

一 組合員又は其の被扶養者から組合員證を提示して診  
察を求められたときは診察をうける資格あることを  
確かめた上診察をすること乙を得ない事由によつて組  
合員證を提示できない場合でも診察を受けり資格の  
あることが明かであれば診察をすることの場合には事  
後に於て遅滞なく組合員證を提示せねばならない

0736

二 組合員又は其の被扶養者に對して看護又は移送する  
必要を認めたる場合は速かに組合員に其の手續をとる  
に必要なる助力をすること

三 診療給付を受けらるるに必要なる證明書意見書等の交付  
を求められたるときは無償でこれを交付すること

四 組合員又は其の被扶養者に對する診療録は其の他  
の診療録と區別して必要なる事項を記載すること  
と

五 左に款當する事項のあつたときは意見書附して連絡  
なく之を組合員の所屬する機関の長に通知すること  
と

六 業務上傷病の證明書があつても其の事由の認め  
らるるないとき

0737

之 事故が組合員又は其の被扶養者の闘争泥濘又は若

しい不行跡に因つて生じたものと認められたとき

3. 組合員又は其の被扶養者が正当の事由がなく

診療に関する指示に従はないとき

4. 組合員又は其の被扶養者が詐傷其の他不正行為によ

つて診療をうけたとき又は受けやうとしたとき

第七條

乙はこの契約による診療に関する帳簿及書類を  
其の完結の日から五年間保存する

第八條

この契約の有効期間は昭和二十二年三月一日から昭  
和三十三年三月三十一日迄とする

第九條

この契約の有効期間満了二ヶ月前迄に契約當  
事者の何れか一方から何らかの意志表示をしないとき

は満期の翌日から更に一ヶ年順次に契約の更新を

0738



したものと看做す  
右の契約の確實を證するたため本書氣通を作成して又  
左記各捺印の上各巻通を所持するものとす

昭和五年十二月十五日

財団法人 政府職員共済組合連合会

理事長

今井

一男

印

厚生大臣

一松

定吉

印

0739

第一類様式

政府職員共済組合診療報酬請求書

一金何圓何錢也

但し昭和何年何月何日合資組合員何某以何名

診療  
齒科診療

(入院 入院外)  
(入院 入院外)

に對する料金を

右請求する

昭和何年何月何日

何々病院長

何々療養所長

以

名

印

内 詳

組合員又はその  
被扶養者の名

傷病名

診療(入院)  
日数

請求点数

請求金額  
備考

0740

編者

一 この請求書は組合員其の被扶養者別及入院外診療入院診

療別に作成すること

二 特別の措置等きしたものは其の旨を備考欄に記載すること

三 入院診療の場合には入院日数を「診療日数」欄に記載すること

四 この請求書は歯科診療報酬請求書に準用すること

0741